



港区は世帯主だけでなく
全ての世帯員分を支給！

事業名

～住民税非課税世帯等が対象～
「港区住民税非課税世帯等生活支援給付金」を支給します！

ここが
ポイント

◆住民税非課税世帯等の全ての世帯員に1人当たり3万円を支給します。
◆世帯主へは令和5年7月、世帯員分は令和5年11月に支給します。

事業費

14億6,017万7千円

概要

電力・ガス・食料品等価格高騰等による影響が特に大きい住民税非課税世帯等に対し、臨時的な給付金として、住民税非課税世帯等生活支援給付金を**全ての世帯員分**支給します。

概要

■給付額 対象世帯の全世帯員 **1人当たり 3万円**

■給付対象世帯と申請要否

次の(1)または(2)のどちらかに該当する世帯が対象です。

	(1)住民税非課税世帯	(2)家計急変世帯
対象	基準日(令和5年6月1日)において世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯(生活保護受給世帯を含む)	令和5年1月から8月までに収入が減少し、世帯全員の収入見込額が非課税世帯相当水準以下になると見込まれる世帯
申請	不要	必要

ただし、令和5年1月2日以降に転入した世帯、令和4年度に実施した価格高騰緊急支援給付金を受給していない世帯等には、区から確認書を送付し、返送を待ってから手続きを進めます。

■対象者数(想定) 約 43,400 人

■スケジュール

令和5年6月26日 住民税非課税世帯等へ支給通知書と確認書送付
家計急変世帯の申請書受付開始

令和5年7月中旬 世帯主への給付金振込開始

令和5年9月30日 確認書及び申請書受付期限

令和5年10月中旬 世帯員分の支給通知書送付

令和5年11月上旬 世帯員分の給付金振込

まず世帯主へ支給し、
続いて世帯員分を支給します。

※ 国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用します。

問合せ



課長 生活福祉調整課 大原
☎ 03-3578-3105(直通)

係長 生活福祉調整課 臨時特別給付金担当 長谷川
☎ 03-3578-2322(直通)